

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方独立行政法人法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行う地方独立行政法人について、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の準用に関する規定の整備を行うこと。（第四十条第一項関係）

第二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）